平成26年12月橋本市議会定例会会議録 (第4号) その4 平成26年12月3日(水)

(午後1時00分 再開)

○議長(石橋英和君)休憩前に引き続き会議 を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。 順番17、14番 辻本君。

[14番(辻本 勉君)登壇]

O14番(辻本 勉君)皆さん、ご苦労さんで ございます。今回18人の一般質問ということ だったんですけども、スムーズな一般質問で ありまして、もう残り2人になりました。あ と2人ですので、最後まで頑張っていただき たいと思います。

早いもので、もう12月になりまして、この 12月定例会が終わりますと、もう本当に年末 年始にかかってきます。今年1年間、いろん な形で議会活動を頑張ってきたわけでありま すけども、橋本市で今年の一番の出来事は何 かなって考えたときに、私は平木新市長が誕 生したことではないんかなと思います。新し い市長ができまして、新しい橋本市をつくっ ていくために頑張っていただいとるというこ とで、当初は平木市長になって何か変わるん ですか、全然変わらへんの違うんですかとい うような方が結構おられました。しかしなが ら、大変厳しい財政状況とかいろんな状況の 中で、それなりに一生懸命頑張っていただい とるんかなと思うんですけども、まだまだ平 木カラーは出ていないんではないんかなと。 来年度の当初予算が、今ヒアリングでされて おるんですけども、ここで初めて新しい平木 市長のカラーが出てくるんではないかという ことで、期待をしておりますので、市長には ぜひ頑張っていただきたいなと思っておりま す。

それでは、通告に従いまして、一般質問を 行いたいと思います。

今回の一般質問は、ひきこもり支援と嘱託職員の賃金についての2点であります。この問題につきましては、どちらも過去2回質問しております。ひきこもりは2010年9月と2012年3月に、嘱託職員の賃金については、2007年12月と2010年9月であります。少しは、その一般質問の影響を受けまして、改善され、改革もされておるんですけども、まだまだ不十分であると考えております。今回は、より良い答弁がいただけるものと期待をしておりますので、よろしくお願いいたしておきます。それでは、一つ目の質問から入っていきたいと思います。

ひきこもりの現状と支援及びひきこもり検 討委員会設置について。

ひきこもりについては、冒頭で述べましたとおり、2010年9月と2012年3月の2回質問させていただきました。そのときの答弁では、現状認識があまりにも甘いと感じました。

不登校については、行政も教育委員会や学校現場等において力を注いでいただいており、改善傾向が見られます。家庭教育支援もそうなんですけども、しかしながら、ひきこもりは、民間や支援者やボランティアに任せることが多く、行政としての取り組みが弱いように思われます。

行政として、最低限現状把握だけでも的確に行う必要であるのでは。また、前回の質問時にひきこもり検討委員会の設置をお願いしたところ、早急に設置する旨の答弁がありました。その後、どのようになっているのかお答えをいただきたいと思います。

超高齢化、人口減少社会において、働けない、働くことが難しい若者に支援を行うことは、未来への社会投資であると言われています。本市としても、行政としてやるべきことはいろいろあるのではないかと思います。特に、居場所づくりについては、行政の責務と考えております。

①ひきこもりの現状と今後の支援についてであります。まずは、現状把握が大変大事でありますので、そのことについてお尋ねしたいと思います。

二つ目、行政の責務としてやるべきことについて。ひきこもりについては、保護者、支援者、ボランティア、そして行政の役割分担が大変大事ではないんかと思いますので、その辺について、行政の責務についてご答弁をいただきたいと思います。

三つ目、ひきこもり検討委員会の設置についてであります。これは、一度要綱の見直しがありまして、以前はできてなかったことがあるんですけども、最終的には、前回の質問のときに、24年5月に設置をしていくという方向でご答弁をいただいております。実際、設置されたのかどうか。いつ設置され、その中身はどうなっているのか。そして、今日まで何回検討委員会が開かれ、どのような議論がなされたのかについてお答えをいただきたいと思います。

続きまして、二点目であります。嘱託職員の賃金と再任用制度についてっていうことで、本年4月に退職市職員(平成25年度)を十数名嘱託職員として再雇用されています。来年度も同様、人数の変更はあるんですが、採用される予定だと聞いております。この方々については、基本的には月額15万円の賃金での雇用契約であります。

そこで、ここが問題であります。一般の嘱 託職員は、初年度の者であっても5年、10年 の経験者であっても、13万8,400円となっております。以前から嘱託職員の賃金見直しについて提案してまいりました。

嘱託職員は正社員と比べても大きく劣ることなく、経験によりスキルアップもしています。貴重な戦力であります。やる気のある職場にし、モチベーションを上げることが、ひいては市のため、市民のためになるでしょう。

嘱託職員の賃金を見直すべきと考えます。 実際のところ、15万円と13万8,000円という違いがあります。これは大きな問題でないんかなと。基本的には、市職員のOBであってでも、一般の嘱託職員であってでも、同一賃金、同一労働の観点からいきますと、当然同じ金額にしていくべきではないんかなと思っておりますので、その辺についての見直しをされるんかどうかお尋ねをしたいと思います。嘱託職員の賃金を見直すべきだと考えております。

また、再任用制度っていうことが言われておるわけでありますけども、議会でも議決をしておるんですけども、現在の市職員のOBの再雇用が、再任用制度に乗っていないという言葉を聞いておるんで、その辺について説明をお願いいたしたいと思います。

まず、一つ目の嘱託職員の賃金について詳しくお教えいただきたい。そして、見直しはしていただけるのかどうかをお答えいただきたいと思います。

それと、すり合わせのときに、ちょっとお願いしておったんですけども、平成25年度の嘱託職員の人数と時間外、これは総額でいいんですけども、時間外についてもお答えいただきたいと思います。

2番目、今後の嘱託職員の要員計画と雇用 計画について、どうなっておるのか具体的に お答えください。

続いて、3番の再任用に関する条例につい

てでありますけども、この説明を再度お願いいたしたいのと、先ほども申し上げたとおり、本年度の嘱託職員採用から実施されているのかどうか。お答えをいただきたいと思います。 以上、この壇上での質問を終わりたいと思います。

○議長(石橋英和君) 14番 辻本君の質問項目1、ひきこもりの現状と支援及びひきこもり検討委員会設置に関する質問に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

[健康福祉部長 (石橋章弘君) 登壇]

〇健康福祉部長(石橋章弘君)一点目のひき こもりの現状と今後の支援についてお答えし ます。

ひきこもりは、本人にとっても、家族にとっても、デリケートな問題であり、その実態 把握は容易ではなく、国においても、あくま で推計値で示すことしかできていません。

内閣府が平成22年7月に実施した若者の意識に関する調査(ひきこもりに関する実態調査)によると、全国の15歳以上39歳以下の若者3,880万人について、ひきこもり群を推計したところ、狭義のひきこもり者とされる自室から近所のコンビニまでの活動範囲の者の全国推計数は23万6,000人で、有効回収率に占める割合が0.61%となっています。また、準ひきこもり者とされるふだんは家におり、自分の趣味の用事のときだけ外出できる者は46万人で、1.19%です。

この調査結果を橋本市の15歳以上39歳以下の若者1万6,884人、平成26年10月末現在です。に、当てはまると、狭義のひきこもり者100人程度、準ひきこもり者200人程度で、ひきこもり者としては、合計300人程度の推計数となりますが、実態把握ができていない現状では、明確に実数をお示しすることはできません。

平成23年1月の相談窓口の設置以降、福祉

課において相談支援等のかかわりを持ったひきこもり者は36人で、推計数から考えますと、 ごく一部であると認識しています。

今後、地元の実情に精通した民生委員・児 童委員等に協力をいただきながら、ひきこも り者の実態把握に取り組んでいきたいと考え ています。

また、今後の支援については、ひきこもり 者やその家族への相談支援の実施、広報はし もとやホームページによる相談機関・支援機 関に関する情報の提供、ひきこもり問題に関 する啓発等を実施していきたいと考えていま す。

特に、若者世代のひきこもり者への対応については、ひきこもり支援サークルとらいあんぐるや平成25年9月に開設された若者サポートステーションWithYouきのかわなど関係機関との連携により、切れ目のない支援を図っていきます。

次に、二点目の行政への責務としてやるべきことについてお答えします。

ひきこもり状態が長期化すれば、当事者の 社会生活の再開が困難になるばかりでなく、 ひきこもりの要因である精神症状や障がい等 の顕在化・深刻化が懸念されます。また、収 入がなく、生活保護受給となれば、社会負担 の増大にもつながることになります。

市としても、早期の本人や家族による自発的な相談を促し、長期化の防止、精神症状等ひきこもり要因の早期発見と適切な対応につながる支援を行うことが、行政の責務であると考えています。

また、ひきこもり者の居場所づくりも重要な課題であると考えており、その手法について検討していきます。

三点目のひきこもり検討委員会の設置についてですが、平成24年3月9日に庁内関係課を構成員として、橋本市ひきこもり者支援検

討会を設置し、同年5月18日に第1回検討会を開催しました。同年9月14日には、第2回検討会として、和歌山県精神保健福祉センターが開催するひきこもり専門研修会に参加しましたが、その後検討会は開催されず、現在に至っています。

ひきこもり事案については、ひきこもり支援サークルとらいあんぐるとの定期的な会議において、困難案件について協議を行い、必要であれば、関係機関と連携して対応してきました。

今後、庁内関係各課にわたる案件については、橋本市ひきこもり者支援検討会で情報や問題の共有化を図ることにより、支援機能の向上に取り組んでいきます。

〇議長(石橋英和君) 14番 辻本君、再質問 ありますか。

14番 辻本君。

O14番(辻本 勉君) ①の現状の把握と支援についてなんですけども、前回質問さしていただいたときは16人程度ということで、ちょっと間の抜けた答弁をいただいたんですが、今回は推計の数字をいただいとるんですけども、これについても、内閣府がやった実態調査を参考にしながら、単純計算をしとるというだけのことなんですね。

そしたら、ほんまに大事な実態把握を何年 もほったらかしで、してないということにな るわけでしょう。今の段階になって、初めて 民生委員や児童委員の力を得ながら調査を進 めていきたいということなんですが、これ、 私が2回もやっている、2010年の段階からい えば、その段階から調査をできるわけでしょ う。民生委員・児童委員の方、自治会等をい ろんな観点から、調査をしようと思えばできる わけですね。それをなぜ怠たっておったん かということを、ちょっと問題があるんで、 ご答弁をいただきたいと思います。 大変難しい問題はわかるんです。そうでしょう。いろんな個人情報の問題もあって、大変難しい。表に見えてこないという問題もあるんですけども、介護の問題とか要介護者とか、老老介護、独居老人、この辺の調査はもうされていっとるわけでしょう、民生委員とか自治会を通じて。

そしたら、なぜひきこもりについての現状 把握が今までできてなかったことについて、 ご答弁をいただきますか。

〇議長(石橋英和君)健康福祉部長。

〇健康福祉部長(石橋章弘君)今ご指摘の点は、まさに取り組みがちょっと遅れておるというご指摘、そのとおりかと思います。

実際、先ほど答弁させていただいた中で、23年1月に相談窓口を福祉課において設置してからの相談件数をご報告しましたけれども、その中には、やはり数件、民生委員を通じてのご相談もあったということで、民生委員のそういう活動の中で、そういうひきこもり問題の意識も当然持っていただいておったのかなと。ただ、行政として積極的に実情把握に取り組んでこなかったという点は、非常に反省すべき点だと考えております。早急にご協力をいただきながら、取り組んでまいりたいと思います。

〇議長(石橋英和君)14番 辻本君。

O14番(辻本 勉君)遅いかなと思いますね。 待ちの姿勢っていうんかな、相談に来られた から、だいたい実態を把握していくんじゃな しに、もっと行政として積極的に実態把握を していくということでないと、僕はこの問題 は解決しないんではないかなと思うんです。 それにつきまして、再度また質問しなくても ええように、積極的に調査をしてください。

推計は出ておるんですけども、先日、とらいあんぐるが講演会をされました、ひきこもりに関するね。そこで、講師の方が現状をど

うっていう資料が、私もいただいたんです。 健康福祉部長も来られていましたね。来ていただいとったんで、大変熱心に取り組んでいただいとるというのはわかるんですけども、基本的には、こないだの話では、ひきこもりが150世帯ぐらいの割合である。ニートは300人程度ということで、やはりひきこもりも含めて、ニートとひきこもりの無業者でいうか、働けない若者というか、この辺の問題が大変、今後とも本市にとって大事な問題でありますので、とりあえずまずは実態調査を速やかにやっていただくということをお願いしておきたいと思います。

それと、支援の問題なんですけども、支援 については、若干支援が弱いといいますか、 はっきり言いまして不登校とか、午前中の質 間にもあったんですけども、15番議員の質問 にもあったんですが、不登校、家庭教育支援、 この辺については結構取り組んでいただいて おる。行政のほうも、教育委員会中心になっ て、学校現場でもやっていただいていますし、 午前中の答弁では、健康福祉部のほうの子ど も課、福祉課、健康課、教育相談センター、 青少年センターですね。これは社会教育課で やっているんですけども、この辺は取り組み をかなりしていただいておるのに、ひきこも りについては、全くその辺の支援がされてな いと、私は思うんです。実際のところね。若 干の相談窓口ができたりしていますけども、 その辺が大変弱いんで、これはもう健康福祉 部だけじゃなしに、教育委員会も巻き込んだ 中で、全市的にやっぱり取り組んでいくとい うことでないとだめだと思いますんで、この ことについて、教育委員会のお考えを少しい ただきたいんですけども。

- 〇議長(石橋英和君)教育長。
- ○教育長(小林俊治君)教育委員会としましては、辻本議員おっしゃられるとおり、不登

校問題等については力を入れて取り組んでおります。私自身も、現場でおりましたときに、不登校の子どもたちといろいろ教育的な一緒になって活動するということをしておりまして、その後のフォローがどうなっていたかというと、やはりなかなか次から次へやってくる子どもたちに対応するので、次のフォローについては、今存在する子どもたちについい目が行ってしまう。後のフォローの部分に、なかなか手が及ばないというのが現状です。

ただ、ひきこもり、特にとらいあんぐるの 方々とかサポートステーションの方々が頑張 っておられる部分はよくわかりますし、先ほ どお話しされたように、将来への投資ってい うお話もありました。それと同時に、ひきこ もりになられた方々の自分の人生、いわゆる 自己実現ていう人間としての生きざまにもか かわることだと思っております。

受け合えるところ、福祉部とも相談しなが ら、自分たちが今まで実践してきた不登校児 童生徒への対応と交えながら考えていきたい と思います。

以上です。

- 〇議長(石橋英和君)14番 辻本君。
- **O14番(辻本 勉君)**ありがとうございます。 これからスタートという気持ちで、ぜひと も積極的にかかわっていただけたらなと思い ます。

続いて、2番のところの行政の責務として やるべきことについてですけども、相談の問題とか早期発見にかかわっていくということ はわかるんですが、先日の講演会のときに、 講師の先生と、私、お話しさしていただいて、 いろんな形でひきこもりについてかかわっていただいておると。保護者もそうですし、支援者、ボランティア、いろいろかかわっていただいておるんですけども、そしたら、行政は何をするべきですかと。行政としてやらな んことは何ですかということでお尋ねいたしました。

そしたら、やはりその子どもたちの居場所、 青年の居場所づくりが行政のやるべきことで はないんですかというお答えをいただいたん です。実際、今のところ、その青年たちの居 場所が、はっきり言って、あまりありません。 実際のところね。

このことに取り組んで、ぜひともいただき たいといいますか、前回の質問のときにもお 話をさしていただきました。ボランティア、 支援者の方々については、いろんな居場所を 提供、特にとらいあんぐるにつきましては、 居場所を提供していただいて、危険な部分は、 かなり老朽化しておりまして、危険な部分も ありますし、もう少しい環境の中で、提供 いただいとるのに悪い環境と言うと怒られま すけども、もう少しいい環境のところで、 すけども、もうかしいい環境のところで、 がなりたちの居場所づくりをやっぱりしていた だらなということで、 前回も質問さしていた だきました。

そんな中で、本当にあれから何年かたっているんですけども、本当に行政として居場所づくりにかかわっとるんかどうか。積極的にそういうひきこもりの青年たちの居場所をどないかしてつくったろうという気持ちがあったんかどうか。あったんであれば、それなりに幼保一元化とかいろんなところで、あいたところが出てきますね。そんなところを活用してでもできるんではないかなと気もするんで、居場所づくりにほんまに取り組んでいただけるんかどうかっていうことについて、お尋ねしたいと思います。

- 〇議長(石橋英和君)健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(石橋章弘君) 今おただしの 居場所の件でございます。

居場所につきましても、これは重要な問題 であると、まず認識してございます。ただ、 物理的な居場所の話も当然ございますし、それを運営する体制の問題もございます。答弁の中で、それの手法について検討していきますという言い方をさしていただいておるんですけれども、実際、まず行政が今考えてございますのは、まず相談しに来ていただくのが出発点になってくるのかなと考えております。

議員おっしゃられる、いわゆる講演の中でも、ひきこもり者本人にとって、ひきこもり 状態っていうのは、社会から引き込んだ、い わゆるストレスがない状態、本人にとっては 一番楽な状態であるわけです。

また、行政からいえば、社会的損失は非常に大きな問題だという認識はございますが、 事例によっては、家族にとっても、社会に対して隠していきたいというようなデリケートな問題という表現をさしていただきました。 そのようなところもございます。

我々からドアを開きに、たたいて開くという取り組みよりは、ドアを開いていただくというのが、まず第一歩であろうかなと思いてます。それから、ご相談をさしていただいまは、例えば居場所といたしま然でありれば、当然所という原因であれば、当然でありますとか用意されている。その原因が複合してわかりにくいの居場所というのは、現時点であれば、今おっしゃられたNPOは、現時点であれば、今おっしゃられたNPOは、現時点であれば、今おっしゃられたNPOは、人のとらいあんぐる等々がございます。若干なりとも、本市としてばざいます。

また、法制度上の自立支援総合支援法に基づくセンター等も、事業者の方々からちょっと問い合わせも今ございまして、そこらあたりも検討していきたいなというようなことで考えてございます。

以上です。

〇議長(石橋英和君)14番 辻本君。

○14番(辻本 勉君) もう具体的に、清水に ある憩いの居場所というのが、大変老朽化し ておるというんであるんで、これは早急にや はり居場所を確保してあげなくてはならんと、 僕は思うんです。これは何年もほったらかし なんですよ。そうでしょう。2010年に質問し たときに、もうお願いしとるやつを、そのま まになっとるということなんで、これは具体 的にどうですか。ここをどうやとかそういう 話がもう出てきても、僕はいいんじゃないか なと思うんですよ。私は、自分の頭の中にあ るんですよ、何箇所かは。そうでしょう。そ れが当局から、せやから、先ほど言いました ように、相談業務どうのこうの言うてるけど、 それはさっきも言ったとおり、待ちの姿勢な んや。行政は、そんな待ちの姿勢でおったら あかんねん。そうでしょう。そういう問題あ る人が相談に来るまでほっといたら、来れな い人もおる。来たら相談に乗りますよと。不 登校でも来たって、相談に乗らんとたらい回 しとる場合もあるんやからね。そんなんじゃ なしに、やっぱり行政はもっと積極的にかか わっていかんと、そうでしょう。橋本市の宝 なんや、このこういう子どももせやし、青少 年、青年というのが宝なんやから、それを、 その子どもたちが、青年がきちっと生活でき る、収容できる方向に持っていくというのが、 これは市の責務やし、そのことが市の財産が 増えるということでしょう。

せやから、もうちょっと居場所を、ここは どうですかとかそういうご答弁はないんでし ょうか。

〇議長(石橋英和君)健康福祉部長。

〇健康福祉部長(石橋章弘君) 現時点は、議員ご指摘の前段の実態調査に全力を傾注しまして、その中で、実態を把握した上でニーズ等を見きわめて、検討してまいりたいと思い

ます。

O14番(辻本 勉君) 実態把握は当然大事なんで、それはやってもうたらええんや。それだけではだめやと言うとるでしょう。現在、その子どもたちが生活をしている居場所が危険で、今言えば状況的にものすご悪いと。それをどないかしてよという話なんやんか。そうでしょう。せやから、このひきこもりについては、ボランティアの方、支援者、親は当然、親族というのは、保護者というのは、当然のことなんですけども、支援者とかボランティアとかいろんな方がやっていただいとる。

実際のところ、私が何回か質問する前は、で 全く行政も関心も持っていなかった。そうで しょう。清水にあるとらいあんぐるの居場所 にも、知らない方がたくさんおった。そんな 中で、知らいろ話をする中で、補助金もでけ でれただいた、少しはね。これも少しでそれだ がた、つけていただいた。そしたら、そういう はでええんかいと。そうでしょう。そういう けでおに任すだけでいなですかと。行政と でしょうということで、その中で居場所を確 保してあげてほしいということなんでい も言うてるのに、その案すら出てこない うのは、僕はちょっとおかしいんかなと。

ほんで、もう言いますよ。実際のところ、早やってほしいのはね。せやから、まあいえば、学童保育が橋本小・中学校が一つになって、一貫教育をされとるでしょう、旧の橋本中学校のところに。そこで学童保育の建屋がええの建ててもらいましたわね、学童保育の部分は。そうでしょう。そしたら、旧の橋本小学校跡地に、学童保育の建屋が残っとるでしょう。学童保育やったら、ええの建ててやるんでしょう、言えば。これは、放課後子ども教室も授業があって、いろいろありますけども、ええの建ててやるわけでしょう。

そうしたら、ひきこもりの人たちの居場所を何で建てて、僕は建ててやれとは言いませんよ。あるものを、できたら活用したら、それだけで大変財政厳しい中でいえば、そうすればいいわけでしょう。

学童の部分については、放課後子ども教室の関係で補助金もあるやろうし、いろんな関係であるんですけどね。その辺も、子ども・若者育成支援の観点からいうても、そういうひきこもりに関する補助金もどっかにないんかなという気もするんです。

もともと子ども・若者育成支援推進法が、 民主党のときにできかかっといたやつが、ちょっと流れてしもて、ほんで自民党にもいろいろ取り組んどったけどできてないということで、問題はあるんですけども、何かの補助金も探したらあるんちゃうんかなと。先ほと15番議員も、家庭教育支援の補助金の話も出ていましたけども、行政は自分ところが腹を痛めやんでも、国や県の補助金を取ってきたら、何かどないかできるやろということもあるんで、その辺も含めた中で、知恵を絞って、そうでしょう。

せやから、今度幼保一元化でこども園ができますね。ほな保育園、幼稚園、園舎が橋本東保育園も使わなくなるわけでし済みますよね。橋本保育園も使わなくす潰しましたなところ活をでするというがあるわけよ。それをしてなからは若干手を加がするというに使わるというにないであげるということは、そのようことは、その辺は、健康でいたところに変があるがあるがあるということは、その辺は、健康であるということなんで、あります。と困ります。

〇議長(石橋英和君)健康福祉部長。

〇健康福祉部長(石橋章弘君)議員の質問の ご趣旨等をいただきまして、今後、事業者の 方々とも協議し、検討してまいりたいと考え ております。

〇議長(石橋英和君)14番 辻本君。

O14番(辻本 勉君) そういう答弁をいただいても、もうはっきり言えば、教育長ともちょっと話もさしていただいておるし、市長ともいろいろ、事あるごとにそういう話をさしていただいておるんです。せやから、これはもうきょうはここでどうのという話やね。市長が答弁していただけるそうなんで、はい、すいませんが。

〇議長(石橋英和君)市長。

[市長(平木哲朗君)登壇]

○市長(平木哲朗君) 辻本議員の質問にお答えをします。

とらいあんぐるの皆さんも、大変古い施設でいろいろやっていただいているのは十分理解をしておりまして、先ほど辻本議員が言われた場所についても、内々では検討をさしていただいております。ただ、ちょっと国体が終わるまでお待ちをいただきたいなと。

ちょっと今、橋本保育園についても、ちょっと別のところをそこへ持ってきてあげようかなと、これは私のひとり言として聞いといてほしいんですけども、ちょっと同じ保育園でやっぱり手狭になったところがあるんで、そこへ持ってきてあげたいなと、子ども課とも調整もしております。

先ほど言われた学童保育所の跡も、非常にいい施設なんで、そこに持ってくることがいけるかどうか、ちょっと内部で検討さしていただいて、問題がなければ、またとらいあんぐるとも相談をさしていただくということも考えています。

補助金についても、一度調べさしてもらい

まして、結果を出していきたいと思います。

あそこを使うにしても、今現在国体の倉庫になっておりますので、国体が終わらなければどうしようもないという現状もありますので、十分辻本議員の意見も聞かしていただいて、もう少し時間をいただければなと思いますので、もう少しよろしくお願いします。

- 〇議長(石橋英和君)14番 辻本君。
- **O14番 (辻本 勉君)** 市長、ありがとうございます。

教育長ともいろいろそういう話をしておりまして、今言われた部分と、東保育園は、私と9番議員とも地元でありますので、そこの跡地利用についても、今後地元区とのいろいろお話し合いをさしてもらわんといかんと思うんです。そんな中でも、いろいろ検討できるんかなと思いますので、市長、答弁いただいたとおり、27年度中に何らかの形で格好をつけていただいたらいいと思いますので、よろしくお願いしときます。

続いて、3番の検討委員会の件なんですけども、一応立ち上げていただいたということなんですが、実際のところ、気にはなっておったんですけども、私も2回もこの質問をしていながら、検討委員会を立ち上げたときに、何の報告もなかったというのが、大変残念なんです。

自分は、何でこの問題についてかかわってきて、一般質問しているんだと。ほんで、あんた、自分が聞きにいけへんので悪いって言われたらそれまでですけども、聞かしていただいたときにはちょっと遅れとって、何月には立ち上げる予定ですということしか聞いてなかったんでね。実際立ち上げたら立ち上げたで、どういう内容になっているんかというところまで含めて、やはり責任持ってお知らせしていただくというのが、僕は基本ではないんかなと思うんです。

先ほど答弁いただいたんですけども、第1 回が早急にやられていますね。開催して、第 2回といっても、これは県の事業に参加をしているだけなんですよね。そしたら、平成24年 9月14日から以降、全く何にもしていない。 何のための検討委員会なんですか。検討ななの要綱っているんか教えてほしかったんですけども、そんなんも含めていきますと、何のためいうことになりますね。ただ、ほんまに言われて、形だけこしらえたというんでは、こんなん話になりませんでしょう。

田辺市なんか、もう積極的にやっていますよ、前も言わしてもうたけど。せやから、検討委員会の検討事項というのはどういうももなんやということを、きちっと挙げて、もりの状態にあるわけでしょう。支援活動にととなる。前項に規定するで、設置要綱点を表した。前項に規定すること、前項に規定すること、前項に規定すること、前項に規定すること、前項に関すること、前の子のに関すること、前各号に掲げるものに関することと、前各号に掲げるのほか、委員会の目的達成のために関することとで、田辺市は検討することとで、田辺市は検討することとで、田辺市は検討することとで、田辺市は検討事項を書いて、検討事項を書いて、検討事項を書いて、検討事項を書いております。

そんな中でいきますと、組織もきちっとされておるんですけども、その辺、橋本市はどういうふうになっておるんでしょうか。

- 〇議長(石橋英和君)健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(石橋章弘君)橋本市ひきこもり者支援検討会要綱でございますけれども、この所掌事項といたしましては、次の事項について検討を行うということで、ひきこもり者及びその家族の支援に関すること、ひきこ

もり者の情報共有及び関係者の連携に関すること、その他市長が必要と認める事項に関することとなっております。なお、構成につきましては、教育委員会部局の学校教育課長、社会教育課長、健康福祉部の健康課長、福祉課長、の指名する者と、あるいはその他ひきこもり者の相談支援活動を行っている団体の長ということになってございます。

〇議長(石橋英和君)14番 辻本君。

O14番(辻本 勉君)全く絵に描いた餅といいますか、会議をしてないんやからね。こんなもん、絵に描いた餅と一緒ですね。せやから、今回こういう質問をさしていただいとるんで、やはり今後の実態調査に向けてと、いろんな関係、居場所づくりも含めて、やはりできるだけ早い機会にこのひきこもり者支援検討会を開いていただきたいと思うんですけど、それについてご答弁いただけますか。

〇議長(石橋英和君)健康福祉部長。

○健康福祉部長(石橋章弘君)まず、この設立のときの構成メンバー等々を考えますと、教育委員会と福祉部局、その他団体ということでございまして、当初の目的と申しますのは、やはりひきこもりっていうのは、前に質問のございました不登校関係、教育関係からそのままひきこもりに入るケースが多いとで、そこらあたりの切れ目のない支援体制の確立というのが、大きな目的であるのかなと考えております。

ただ、議員の質問事項、趣旨等をいただきまして、今後この検討会が十分機能を発揮するように、運営に努めてまいりたいと考えます。

〇議長(石橋英和君)14番 辻本君。

O14番(辻本 勉君) よろしくお願いしとき たいと思いますけども、この委員会の長って いうのはどなたがされておるんですか。

〇議長(石橋英和君)健康福祉部長。

○健康福祉部長(石橋章弘君)特に長という のは決めてございません。ただ、事務局とし ては、健康福祉部の福祉課に置くということ になっておりまして、事務局が招集するとい うことになってございます。

〇議長(石橋英和君)14番 辻本君。

O14番(辻本 勉君)事務局がどこまで、事務局というたら、もう事務局でしょう。こういう検討委員会をこしらえたら、当然責任者がおるのは当たり前でしょう。委員長がおって、副委員長がおって、その人たちが中心となって委員を招集して、会議を開いていくと。中身についてもどういう議題で、どういう話をしていくんだということをきちっと決めてやっていくのが、本来の姿でしょう。

事務局だけしかおれへんから、結局は絵に描いた餅で、何にもしていないんです。そうでしょう。もうちょっと責任を持って、せっかくつくるんやったら、もう少しきちっとした検討会をつくっていかんと、全く進まないでしょう。

これ、長がおって、副もおったら、こんな 状態で何年もほったらかしで検討会を開いて ないということは、あり得ん話なんです。事 務局だけでやっとるから、そういうことにな るんです。

早急にこれを開いていただいて、長や副を 決めて、役を決めて、今後その人を中心にし て、検討委員会を回していくというぐらいの ことをやってもらいたいんです。

それはもうお願いしておきます。もう、何 ぼ言うてもあんまりあれなんで、もうお願い しときます。

そしたら、もう一応1番の分はそれで終わりたいと思います。

○議長(石橋英和君)次に、質問項目2、嘱 託職員の賃金と再任用制度に関する質問に対 する答弁を求めます。 企画部長。

[企画部長(北山茂樹君)登壇]

〇企画部長(北山茂樹君)嘱託職員の賃金と 再任用制度のご質問についてお答えします。

まず、嘱託職員の賃金についてのおただしですが、賃金の額は、担当する業務または職務の種類、形態並びに業務または職務の複雑、困難及び責任の度合いに基づくほか、正規職員の給料や他の自治体の嘱託職員の賃金、民間事業の従業者の賃金などを考慮して決定するものとしています。

そのうち、一般事務職においては、一般行政職の高卒初任給をベースとして月額支給し、一時金についても、正規職員と同等の支給割合であり、また通勤費用についても、正規職員と同様となっています。

また、保育士や介護支援専門員など専門職においては、その専門性から経験年数も考慮した賃金とし、一般事務職においても、公民館長など管理職としての責任がある職種や、行政職の豊富な経験や知識を生かしてもらう市のOB職員については、一定の職責に応じ、賃金を決定しているところです。

議員ご指摘のとおり、現在一般事務職の嘱託職員の場合、経験年数を考慮した賃金体系となっていません。しかしながら、本市において長期に勤務を継続し、行政知識を蓄積された嘱託職員もいることも事実です。

このことから、専門性の高い部門については、他市の状況も参考しながら検討させていただきたいと思います。なお、来年度の非正規職員の賃金については、本年の人事院勧告において、若年層に重点を置いた給料表の引き上げと、期末・勤勉手当の引き上げがなされたことから、正規職員の給与改定をもとに、賃金の見直しを行う予定です。

なお、平成25年度の市民病院を除く嘱託職 員数は170人で、平成26年11月1日現在では、 181人です。また、平成25年度の市民病院を除 く嘱託職員の時間外賃金の支払い人数は154 人で、時間数は1万2,607時間、金額にして 1,420万4,954円です。

次に、今後の嘱託職員の要員と雇用計画ですが、橋本市に限らず、地方公共団体においては、限られた財源の中で、正規職員の削減を中心とした人件費の抑制を行いながら、最小コストで最も効率的な行政サービスの提供が求められています。

一部民間委託により、嘱託職員の減少する職種もありますが、今後も求められる行政サービスの提供を行うためには、計画的な嘱託職員、臨時職員の配属が必要と考えており、市職員の退職者の再雇用をあわせ、嘱託・臨時職員の計画的な配置を考えていきたいと思います。

最後に、再任用制度についてですが、現在の再任用に関する条例は、基礎年金部分の支給開始年齢引き上げに伴い、必要に応じ、再任用職員として雇用できるとした条例で、再任用された職員は、正規職員と同様の身分保障となり、定数内職員となります。

この再任用制度に基づく雇用になりますと 定数に加算されることから、新規採用枠が減 少し、職員の新陳代謝が図れなくなります。 また、平成25年度より、退職共済年金の支給 開始年齢が段階的に引き上げられることに伴 い、無収入期間が発生しないよう、雇用と年 金の接続を図るとともに、退職職員の能力を 十分活用するため、先ほど説明しました再任 用制度も含め、地方の実情に応じて、必要な 措置を講ずるよう、国から要請があったとこ ろです。

このことから、本市では、職員定数や現状 の嘱託職員の雇用とのバランスを考慮すると ともに、今まで培ってきた能力を活用しても らう観点から、一般事務職である嘱託職員の 賃金に比べ、若干上回る賃金設定としている ところです。

なお、この退職者の再雇用については、原 則公的年金支給開始年度末までの雇用期間と していることから、昨年度及び本年度の定年 退職者は1年間の雇用、それ以降は2年ごと に雇用期間が1年ずつ延び、最大5年間の雇 用となります。

人事院では、定年の段階的な延長や再任用制度の活用の拡大も検討されているところでありますので、今後の動向を注視してまいりますが、現段階では現行の嘱託職員として雇用をしてまいります。

〇議長(石橋英和君) 14番 辻本君、再質問 ありますか。

14番 辻本君。

O14番(辻本 勉君) 1番のところなんですけども、基本的に、前も言わしていただいたんですけども、なぜ市職員のOBと一般的な嘱託職員の賃金に差があるんかっていうことは、全く理解が、私はできませんね。

特に、一般の嘱託職員の方につきましては、これは地方自治法でいきますと1年契約ということで、本来は1年で切っていかないかんのですけども、市としての便宜上といいますか、地方自治法を破ってといいますか、無視した中で、便宜的に継続して採用しておるわけでしょう。

そしたら、もう5年、10年という方が結構 おられますね。5年、10年おっても13万8,400 円、今年採用された一般の嘱託職員であって も13万8,400円。これは、いかにもおかしな話 ではないんかなと。

なおかつ市職員のOBは、今年採用されても15万円なんですね。1万円以上の差があると。これについては、やはり是正をしていくというのが、私は基本やと思うんです。

実際のところ、本当に一般的な嘱託職員、

かなり正職員に劣らないというか、頑張って 仕事をやっていただいています。そんな中で、 ぱーんと市の職員OBやから、嘱託になった ら15万円もうて、その方たちは5年、10年働 いとっても13万8,400円って、あまりにもひど いんじゃなんですか。

やはり、その人たちにも少しは見直しをしてあげて、5年経験、これは勤続といいますと、自治法の関係でいきますと違反になりますので、経験年数が5年なら5年、3年なら3年、3年、5年、7年、10年とか、こういう区切りで賃金体系をこしらえておけば、何の問題は、私はないと思うんです。

その辺も含めて、やはりきちっと見直しを してあげてほしいなと思うんですけれども、 それについて、今年は人事院勧告がありまし たんで、嘱託職員の賃金が見直しされるとい うことなんですが、いい機会なんで、この際 そのことも踏まえた中で、一定の見直しをし ていただけたらと思うんですけども、これは 前も言いましたが、どうも前の副市長は反対 のご考えでしたね。

その当時の企画部長は、割と理解をされとったと思うんですが、この方が、今回の副市長になった途端に、前の副市長と同じような考え方をされとるようなんですけども、この場所で、一度お考えをお聞かせいただきたいと思いますが。

〇議長(石橋英和君)副市長。

○副市長(森川嘉久君) 立場が変わった途端にというご指摘を受けたわけですけど、そういうわけでもないんですけども、もう議員もご指摘のとおり、地方公務員法の枠組みがございまして、嘱託職員、臨時職員については1年の有期の契約と。便宜的に続いて来ていただいておる方もおられるわけでございますけども、これについても、一旦やめていただいて、そこの場所に必要な雇用が生まれてお

れば、一応選考さしていただいて、適当な方 であれば再度来ていただくという形になって おります。

その中で、先ほど議員のほうからもご指摘があったんですけども、長期にわたってご苦労いただいておりまして、正職員にかわらぬ働きをしていただいておるというような評価もさしていただいておるところでございます。

なかなかそのあたりで、賃金の問題というのは難しい点があるわけでございますけども、確かに先般来、この辺が地方公務員制度の枠組みの解釈についても、裁判事例等も若干積み上がっておりまして、いろんな形で裁判所の判例も、裁判所の考え方っていうことも、一応示されております。

以前ですと、うちは先進的に期末手当等も 支給しておったんですけども、これについて も、かなり微妙な点があったわけでございま すけども、これも現在の考え方でいきますと、 認められる範囲に入ってきたというようなこ ともございますんで、総務省のほうも若干ち ょっと研究会等もされまして、見直しの指針 等も出ておりまして、そこらもちょっと現在 研究しておる最中でございます。

議員ご指摘のようなことについても、経験 年数でいうか勤続期間でというのが、先ほど 議員が言われたとおりでございまして、若干 問題が、これは現在もあります。ただし、現 の困難性でありますとか、より責任のとによって、より責任のとによって、より方こととによっても考というによいがあただくこととも含めまして、あたっただくともも含めまして、あたったので、だく職務に合った合うのともとものがによっている。 たがとも出てきないますので、そこらも踏まえまして、と考えております。 ただ、今回、先ほども議員もご指摘あったわけでございますけども、基本的なところの給与のベースアップがございますので、期末手当が主になると思いますけども、そこらあたりまだちょっと関連組合との交渉も今後ということになっておりますので、今ちょうどこれからそういうことを見直すシーズンでもございますので、そこらあたり、議員のご指摘の点も含めまして、再度きっちりと検討さしていただきたいと思います。

〇議長(石橋英和君)14番 辻本君。

O14番(辻本 勉君) 地方自治法で束縛されておるという難しい問題もあるんですが、もう破っているところはたくさんありますんで、実例がね。地方創生、地方分権、この観点からいきますと、一定法の抜け道といいますか、うまく考えていけば、先ほど言いましたとおり、経験年数という形の中で賃金体系をつくっておけば、何ら問題はないと、私は思います。

そういうことも含めまして、前向きに検討してあげてほしいなと思うんです。やはり、これだけたくさん嘱託職員がおられますんで、その方に負うところ、結構あります。その方のモチベーションがやっぱり下がるということのないように、やっぱりそういう待遇面できちっとしてやるというのが基本やと思いますので、ぜひとも見直しをお願いいたしたいなと思います。

人事院勧告があって、ベースが若干上がるということなんですけども、それは13万8,400円の嘱託職員も15万円の嘱託職員も上がるということですんでね、そうでしょう。そうなると、何ら変わりがないと、今までと変わりないということになります。

そして、私は基本的には嘱託職員について も、民間と同じような形で、人事考課はやは りきちっとやっていく。そんな中で、年末臨 給とか夏季臨給ですね。年間臨給の中に反映 さしていくとか、賃金アップに反映さしてい くとか、その辺のことをやはり勉強していた だいて、きちっとした仕事のやる人には、や はりそれなりの対価を与えていくということ は大事だと思いますので、その辺はきちっと していただきたいなと思います。

ちょっと時間がありませんので、もう最後 の再任用のところなんですけど、2番はもう 別にあれなんで、再任用のところなんで、こ れは現在ほんまのいう再任用制度を採用して いないということなんで、それはもう仕方な いと思うんです。

これについても、本来地方独自でやってい

ければ一番ええかなと思うんですけども、今 の再任用制度であれば、定数枠内ということ で、大変難しい問題が発生しますので、これ はあまり進められないな。僕も進められない なと思いますんで、今のやり方で、当面やっ ていただいたらええかと思います。よろしく お願いいたします。

○議長(石橋英和君) 14番 辻本君の一般質問は終わりました。

この際、2時15分まで休憩いたします。 (午後2時00分 休憩)